

提出書類②

◆商品券換金振込先

金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協		支店名	
口座種別	普通 当座	口座番号		
(フリガナ)				
口座名義				

◆通帳コピー

通帳の表紙をめくった1ページ目を開いて、

(支店名・口座名義フリガナ等が記載されているページ)

表紙面を上にしてコピー機に置き、

通帳の上に本用紙をかぶせて、

枠に合うように位置を調整してください。

当座預金口座の場合は、貼付不要です

誓約書

私は、各務原市プレミアム付商品券取扱店への申込にあたり、次のとおり誓約します。

- 一、募集要項に記載された内容に同意し、これを遵守します。
- 二、商品券の利用に関し、苦情や紛争が生じ、店側の責めに帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- 三、店舗名・住所・電話番号・FAX番号・業種の公表(市ウェブサイト、特設ウェブサイト、案内チラシ)について同意します。
- 四、商品券の取扱に関し、市および事務局から改善要請等があった場合は、それに従います。
- 五、営業する際は、国の提唱する「新しい生活様式」(業種ごとの感染拡大予防ガイドライン)、岐阜県が示す「コロナ社会を生き抜く行動指針」ならびに各業界団体のガイドラインを参考に、必要に応じて適切な感染予防策を講じます。
- 六、商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- 七、商品券の偽造・悪用・濫用及び再販・再流用・自店換金をいたしません。
- 八、商品券を使用できない商品に対しては、商品券での支払いを受け付けません。
- 九、商品券を紛失・毀損した場合、または盗難があった場合は、全て自己責任とします。
- 十、商品券の使用可能期間内(令和2年9月12日～令和3年1月31日)は取扱店として事業に参加します。
- 十一、次の1～5のいずれにも該当しません。
 - 1 暴力団(各務原市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ)または暴力団員(各務原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)が経営に実質的に関与していると認められる。
 - 2 事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員である。
 - 3 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしたと認められる。
 - 4 事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められる。
 - 5 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
- 十二、その他、事業期間内において、各務原市および事務局から商品券の取り扱いに関する指示等があった場合には、これに従います。

令和2年 月 日

各務原市長 殿

申請者住所:

名 称 :

代表者名: